## 新型コロナウイルス感染症患者が増加

## 県指定の診療・検査機関で 必要な方はPCR検査などの検査を 実施しています

川口市でも7月中旬以降、新型コロナウイルス感染症の患者が急増しています。

陽性患者が累計で8000人を超え、自宅療養者が多く、入院や施設療養などの医療体制の整備が喫緊の課題です。患者の急増に伴い、患者の同居家族などの濃厚接触者も市PCR検査センターでの検査実施までに時間を要しており、医療機関での検査を進められるケースもあります。

発熱などの症状がある場合や、患者との接触があり心配な方は、県指定の診療・検査機関を受診していただき、必要な方は新型コロナウイルス感染症の検査を実施しています。

#### 発熱などの症状がある場合の受診方法

[埼玉県ホームページで確認]

埼玉県指定診療・検査医療機関 検索システムで医療機関の連絡先、受付時間などを確認して、必ず医療機関に連絡予約し受診してください(感染防止のため)。医師の判断で必要に応じて新型コロナウイルス感染症などの検査などを実施します。



埼玉県指定診療・検査医療機関 検索システム▶

[ホームページがみられない方]

○埼玉県受診・相談センター(9:00~17:30) 電

電話048-762-8026

○県民サポートセンター(24時間受付)

電話0570-783-770

〇川口市新型コロナウイルス感染症相談電話(8:30~17:15※日曜日除く)

電話050-3614-4454



2021年8月29日

No.1621

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川 2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528 https://www.kawaguchi-jcp.jp/

夏の自治体議員研修セミナ-

## 秘密主義打破、 主権者としての 市民・住民のまちづくり



8月20日にNPO法人区画整理・再開発対策全国連絡会議が主催する夏の自治体議員研修セミナーが江東区文化センターで開かれました。会場をつなぐオンライン視聴で参加しました。

第一講義は、岩見良太郎氏による「コロナ禍が問う都市開発と東京一極集中問題」と題し行われました。岩見氏は初めにマンフォードの都市論は「都市の未来の可能性は、歴史を離れてあり得ない。歴史の中に、未来の可能性を見いだし、それを主体的に選択・創造していくというのが、マンフォードの未来志向的歴史観です」と紹介しました。都市東京の巨大化は国際的競争に打ち勝つことが目的であるが巨大都市化は、なぜあってはならないのか、都市はどこまでも巨大化するのか、技術の在り方(武田信玄の治水術など)が都市の在り方にどのように影響するのかなど話されました。また、マンフォードはハワードの田園都市を高く評価し、新たな都市の単位に位置付け「村という各派、冷淡なメトロポリスの弱々しいみじめな断片ではなく、現代都市の萌芽となるであろう」としていることも紹介しました。最後に、脱東京一極集中、社会都市を実現していくには政治変革・主体変革につながる地域づくりが必要とし、マルクスの「自由の王国」とマンフォードの「都市の未来」で講義を結びました。

第二講義は、遠藤哲人氏による「市街地再開発事業の基礎知識、最近の動向」と題し行われました。コロナ禍にもかかわらず各地で市街地再開発事業が立ち上げられています。市街地再開発事業とはどういうものか、何が問題か、最近の動向はどうなっているのかを学びました。組合方式の再開発は古くからあり行政は再開発組合の認可については、一定の裁量権を持ち慎重に認可していたが、1999年の都市再開発法改正で、国や経済界は自治体の慎重姿勢を崩すべく「認可の要件」がそろっていれば「認可しなければならない」と法改正をし、以降、3分の2ギリギリでもどんどん再開発組合設立認可がされるようになった経緯などが語られました。再開発の手順を詳細に説明したのち開発情報をしっかり公開することは「公共の福祉」実現のための事業かどうかが問われることであり、市議会、住民運動、市民運動などの奮闘がいまの秘密主義打破、主権者としての市民・住民のまちづくりへの道を開くのだろうと話されました。

### 市街化調整区域のこれから

## 流通業務等施設建設制度見直し、優良郊外型住宅制度、土地バンク

8月19日都市基盤整備・防災力向上特別委員会が開催され、市街化調整区域内 の制度の見直しや、新しい制度について報告されました。

#### 1 流通業務等施設の建設制度の見直し

敷地面積 3,000㎡以上 ⇒ 1,500㎡以上

延床面積 2,000㎡以上 ⇒ 1,000㎡以上 など

面積要件を緩和し、旗竿地形も可能とする

8月 「市街化調整区域における流通業務等施設の建設に関する基本方針」を作成

9月 パブリックコメントの実施

#### 2 川口市優良郊外型住宅制度(創設)

これまでの「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づく「川口市優良田園住宅制度」の活用促進を図る目的で、要件を合理化し、川口市独自の制度として安行神根地区の市街化調整区域のうち、新井宿駅及び戸塚安行駅からおおむね1km 圏内に制度を設けるもの。

7月 「(仮称)川口市優良郊外型住宅の建設に関する要綱」(素案)

9月 パブリックコメントの実施

#### 3 土地バンク制度(案)

市街化調整区域における土地所有者の売却意向等を早期に把握し、緑農地の維持保全を目的とした「優良田園住宅」や「流通業務等施設」などの立地促進に向けて、利活用のアドバイスと共に民間業者等とのマッチングを行うもの。今年度中に運用を開始する予定。

今後、市街化調整区域内の将来土地利用方針についても、今後併せて検討する予定です。先日新川口でお知らせした、「川口市資材置場の設置等の規制に関する条例」は市域全体が対象ですが、2本の制度と併せて周知するものとしており、これからの市街化調整区域の在り方を考えるものとなっています。是非、パブリックコメントに声をお寄せ下さい。

# 知っ得情報<br/> ご存知ですか?<br/> 土のうの提供について

予想される水害に対し、予防対策として市として土嚢を用意しています。川口市の場合は、お近くの消防署、分署へ必ずご連絡の上、直接受け取りに行くことになっています。原則として、戸建て住宅小規模アパートを対象に一世帯あたり10袋程度を限度として提供しています。使用済みの土嚢は、再利用または自己処分していただきますようご協力をお願いします。大雨が降り出してからの準備は危険です。予め、土嚢や止水板等を早めに準備しましょう。

#### 問 土嚢はどこにあるのでしょうか

|答| 土嚢の提供場所は次の消防署・分署です。

消防署·分署 所在地 電話番号 南消防署消防課 本町 2 - 4 - 3 9 0 4 8 - 2 2 2 - 8 3 2 0 横曽根消防分署 西川口 3 - 1 8 - 1 0 4 8 - 2 5 1 - 3 3 0 0 南平消防分署 新井町 1 7 - 2 0 0 4 8 - 2 2 2 - 5 8 1 8 新郷消防分署 東本郷 1 2 8 3 - 3 0 4 8 - 2 8 2 - 4 1 0 9 青木消防分署 青木4 - 7 - 1 8 0 4 8 - 2 5 1 - 4 5 0 2	_		
横曽根消防分署 西川口3-18-1 048-251-3300 南平消防分署 新井町17-20 048-222-5818 新郷消防分署 東本郷1283-3 048-282-4109 青木消防分署 青木4-7-18 048-251-4502	消防署·分署	所在地	電話番号
南平消防分署     新井町17-20     048-222-5818       新郷消防分署     東本郷1283-3     048-282-4109       青木消防分署     青木4-7-18     048-251-4502	南消防署消防課	本町2-4-39	048-222-8320
新郷消防分署 東本郷1283-3 048-282-4109 青木消防分署 青木4-7-18 048-251-4502	横曽根消防分署	西川口3-18-1	048-251-3300
青木消防分署 青木4-7-18 048-251-4502	南平消防分署	新井町17-20	048-222-5818
	新郷消防分署	東本郷1283-3	048-282-4109
安行当时 <del>公里</del> 安行領宝 0.6.9 0.4.9 - 2.0.6 - 1.1.1.0	青木消防分署	青木4-7-18	048-251-4502
女1] /   例 / 省	安行消防分署	安行領家968	048-296-1110
場ヶ谷消防分署 坂下町4-3-14 048-281-0119	鳩ヶ谷消防分署	坂下町4-3-14	048-281-0119
北消防署消防課 芝下 2 - 1 - 1 0 4 8 - 2 6 1 - 5 9 5 2	北消防署消防課	芝下2-1-1	048-261-5952
上青木消防分署 上青木4-4-6 048-265-1315	上青木消防分署	上青木4-4-6	048-265-1315
神根消防分署 神戸34 048-282-3238	神根消防分署	神戸34	048-282-3238
伊刈消防分署 伊刈46 048-265-1316	伊刈消防分署	伊刈46	048-265-1316
芝園消防分署 芝園町3-5 048-266-5216	芝園消防分署	芝園町3-5	048-266-5216
戸塚消防分署 戸塚3-13-16 048-296-5567	戸塚消防分署	戸塚3-13-16	048-296-5567

#### 問 身体的理由などで、土嚢を取りに行けない人は?

水害発生前の平常時に危機管理課にご相談ください

危機管理課は電話 0 4 8 - 2 4 2 - 6 3 5 8
FAX 0 4 8 - 2 5 7 - 3 5 3 5 です